

当組合職員が訪問先などでお客様から現金等をお預りする際のお知らせ

- ◇ 当組合職員が訪問先などでお客様から現金、通帳、証書等をお預りする場合は、必ず当組合所定の「受取書」を交付いたしますので、お受取ください。
- ◇ 当組合所定の「受取書」以外のもの（名刺やメモ等）をお渡しすることはありません。
- ◇ 「受取書」は、お預かりした通帳・証書等をお客様へご返却する際、回収させていただきますので、それまで大切に保管してください。
- ◇ 当組合では、お客様の印鑑をお預りすることはありません。
- ◇ また、当組合では、払戻し伝票等の代筆を行うことはありません。  
（但し、ご高齢者・お体の不自由な方等の場合にかぎり、当組合の規程等に則って代筆することがあります。）
- ◇ 「受取書」の交付を受けていないなど不審な点やご不明な点がございましたら、下記相談窓口までお問い合わせください。

※ 次のお取引では「受取書」は交付いたしません。

- ・定期積金の集金（但し、通帳・証書をお持ちでない場合は「受取書」を交付いたします）
- ・当座預金入金帳による現金・小切手等のお預り

**【相談窓口】**

担当部署：総務部 法務担当

電話番号：096-353-1200

受付時間：午前9時から午後5時まで

（土日・祝日および金融機関の休日を除く）